

桑名市新型コロナウイルス感染拡大防止対応補助金実施要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、桑名市内の事業者が業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策や業務改善・売上向上につながる取組に必要な経費の全額又は一部を補助する。

2. 補助対象者

桑名市内に事業所等を有し、業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策や業務改善・売上向上に取り組む事業者

※不特定多数が来店する店舗等は、三重県が運用する新型コロナウイルス感染拡大防止システム『安心みえるLINE』を導入するなど、感染拡大防止に努めてください。

三重県HP『安心みえるLINE』 https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm

3. 補助額等

補助上限額 10万円以内（消費税を除き、千円未満の端数切捨て）

補助率 10/10

申請回数 1事業者につき1回限り



4. 対象期間

令和2年8月3日（三重県緊急警戒宣言発出）～令和2年11月30日

※予算額に到達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

5. 補助対象経費

次の①及び②を満たし、対象期間中に業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策や業務改善・売上向上につながる取組に必要な経費 ※詳細は（別表）補助対象区分例をご参照ください。

① 感染防止の取組に要する消耗品等購入費、備品・資材購入費等

② 対象期間中に支払行為が完了したもの

《取組事例》

- ・マスク、消毒液、フェイスシールド等の衛生用品の購入費用
- ・アクリル板、透明ビニールカーテンの設置費用
- ・宅配やテイクアウトの導入に要する経費
- ・店舗、オフィス、作業場の配置変更等に要する経費
- ・在宅勤務や出張を削減するための設備、ソフトウェアの導入経費

6. 補助対象外経費

① 対象期間外に支払行為が完了した取組にかかる経費

② 人件費・家賃等の固定経費、旅費、公租公課（消費税含む）、振込手数料、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

③ 国、県、市、その他団体が助成する他の制度（補助金、委託費）と重複する経費

7. 申請受付期間

令和2年10月12日（月）から令和2年12月15日（火）まで（**消印有効**）

※予算額に到達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

※提出先に到着した順に審査を行い、不備がないものから支給決定を行います。

8. 申請方法

ア. 提出先

次の送付先へ「イ. 提出書類」を書面により1部郵送すること。

（※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による提出をお願いいたします）

《送付先》

〒511-8601

桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所商工課 新型コロナ補助金担当 宛

イ. 提出書類（⑤は該当する場合に要提出、その他の書類は必ず提出ください）

- ① 桑名市新型コロナ感染拡大防止対応補助金 申請チェックリスト
- ② (様式第1号)桑名市新型コロナ感染拡大防止対応補助金 交付申請書兼実績報告書兼請求書
- ③ (様式第2号)役員等名簿
- ④ 取組に要した経費の領収書・レシートの写し（参考様式等に貼付すること）
※支払日、品名、金額（税抜）、商品の内訳等が分かるもの
- ⑤ (税抜5万円以上の工事、備品、資材等の場合) 実施した事業の成果物の写真等
・店舗やオフィスの配置変更、設備導入等の事業実施が分かる写真、図面等
・税抜5万円以上の物品の写真等
※写真はA4用紙に貼付け、または印刷してご提出願います。
- ⑥ 桑名市内で営業していることが分かる資料
(個人事業主の場合、以下の全ての書類の写し)
 - ・収受日付印、もしくは受信通知のある直近の確定申告書の「第1表」
 - ・桑名市内の事業所所在地の記載のある所得税申告決算書（収支内訳書）※上記資料が準備できない場合は、Q&Aに記載の書類で代用ください。
(法人の場合、以下の全ての書類の写し)
 - ・納税地が桑名市であり収受日付印、もしくは受信通知のある直近の確定申告書（別表1）
 - ・直近年度の決算書（貸借対照表、損益計算書のみ）※上記資料が準備できない場合は、Q&Aに記載の書類で代用ください。
- ⑦ 振込先口座の通帳の写し（通帳のオモテ面及び通帳を開いた1ページ目）
※必ず申請者と同一名義の通帳を指定すること（法人代表者の個人通帳は指定できません）

9. 補助事業の流れ

- ① 交付申請書兼実績報告書兼請求書に必要な書類を添付して提出（事業者→商工課）

上記「8.イ.提出書類」を商工課に郵送してください。

※同一法人・個人事業主が複数回の交付申請を行うことはできません。

- ② 交付決定及び補助金額の確定通知を送付（商工課→事業者）
補助事業の趣旨や補助対象経費と合致しているか、書類に不備がないか等を審査し、
交付の可否や補助金額を決定します。
※不交付の場合にも不交付決定通知書を郵送します。
※申請額が税込である、事業内容に対象外経費が含まれる等の理由により、
申請額から減額して交付決定する場合があります。
- ③ 補助金の支払い（商工課→事業者）
交付申請書に記載の口座へ、交付決定した額を振込にて支払います。

10. 感染防止対策の取組について

- ① 店舗でのクラスター発生を防止するため、業界団体の作成したガイドラインを参照し、
感染防止対策を徹底してください。
- ② 自治体や業界団体が発行するステッカー等の啓発物を事業所に掲示するなど、感染防止対策への
取組状況の見える化に努めてください。

11. その他

- 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- 補助金の申請は補助金交付を確約するものではありません。
- 同一法人・個人事業主が複数回の交付申請を行うことはできません。
- 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を
取り消すとともに、期限を定めて返還を指示します。
- 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する
検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- 本申請に係る書類一式については、令和8年3月31日まで保管してください。
- 桑名市補助金等交付規則 第2条第6項から第9項に規定する暴力団員等に対しては、当補助金の
対象とはなりません。
- 申請者が市税等の市への歳入を滞納していた場合、原則として当補助金の支給対象とはなりません。

12. 問合せ先

〒511-8601

桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所商工課 新型コロナ補助金担当 宛

電話番号 0594-41-2035

（受付時間：平日8時30分から17時15分まで）

13. 参考資料

- 各業界団体のガイドライン（内閣官房新型コロナウイルス感染症サイト）
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- 三重県（業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例）
https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066_00007.htm

